

議案第49号 第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

【趣 旨】 令和5年度をもって第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の計画期間が終了することから、次期計画を策定するもの。

【関係法令】

- 1 高齢者保健福祉計画（老人福祉法第20条の8）
- 2 介護保険事業計画（介護保険法第117条）

老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

【主な内容】

- 1 基本理念 「みんなが共に輝き、安心して生活できるまち・三田」
- 2 基本目標
 - (1) 生涯現役で過ごすことができるまちづくり
 - (2) 住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり
 - (3) 地域みんなで支え合い、ふれあうまちづくり
 - (4) 安全で快適な暮らしやすいまちづくり
- 3 構成
 - (1) 第1章 計画策定にあたって
 - (2) 第2章 三田市の高齢者を取り巻く現状
 - (3) 第3章 計画の基本的な方向

(4) 第4章 施策の展開

(5) 第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

(6) 第6章 計画の推進体制

【施行期日】 令和6年4月1日